

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>2106.90 23. Non-dairy creamer 本品は、暖かい飲料に用いるミルク代用品である。本品は、粉状をしており、グルコースシロップ55%、乳化した固形植物油22%、脱脂粉乳18%、水3%、安定剤（E340）2%から成る。 通則1及び6を適用</p>	(新規)	
<p>3004.20 1. 骨接ぎ用物品 本品は、硫酸トブラマイシン4%を含む医療用硫酸カルシウムから製造される。本品の形状は、均一な円筒状の錠剤（直径4.8mm）であり、5cc、10cc又は20ccの殺菌した小売用のびん入りである。 通則1及び6を適用</p>	(新規)	
<p>3802.90 1. 酸を添加した粘土製品 本品は、硫酸を天然のパリゴルスカイト（palygorskite）（アタパルジャイト（attapulgitite））-スメクタイト（smectite）粘土に徐々に添加して得られる。硫酸添加後、粘土を漂白することにより得られる物品は、乾燥され要求される粒経に粉碎されるが、水洗されていない。 通則1及び6を適用</p>	(新規)	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>8 5 1 9 . 9 9 1. MP 3 プレイヤー (音声再生機)</p> <p>本品は、MP 3形式のファイルを読み取るためのMP 3デコーダーを有するCD-ROMドライブから成る装置で、リモコン及び接続ケーブルとともに提示され、自動車に取り付けられる。本品は、カーラジオに接続される。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>8 5 2 0 . 9 0 1. 携帯型MP 3 プレイヤー</p> <p>本品は、フラッシュメモリとマイクロプロセッサとを集積回路(チップ)の形状にしたもの、可聴周波増幅器を含む電子システム、液晶スクリーン、マイクロホン、ラジオチューナー及び操作ボタンが組み込まれたハウジングから成る携帯式のバッテリーにより作動する装置である。マイクロプロセッサは、MP 3ファイル形式を使用するためにプログラムされている。本品は、ステレオ方式のヘッドホン又はイヤホンを接続するためのコネクタを有し、また、MP 3ファイルをダウンロードするために自動データ処理機械に(パラレルポート又はUSBポートを使用して)接続することができる。フラッシュカード用のスロットを有していることもある。記憶容量は、通常32MBから64MBの範囲である。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>8 5 2 0 . 9 0 2. MP 3 プレイヤー</p> <p>本品は、フラッシュメモリ又はハードディスク、CDドライブ、マイクロプロセッサ、液晶スクリーン、操作ボタン、入力コネクタ(アナログの音声信号及びマイクロホン用)、出力コネクタ(音声、S-ビデオ及び複合ビデオ用)、パラレル又はUSBコネクタ(自動データ処理機械若しくは携帯型MP 3プレイヤーからのMP 3ファイルのアップロード用又はこれら機器へのダウンロード用)及びイーサネットポート(ネットワーク又はインターネット接続用)が組み込まれている。TVセットに接続することによって、プレイリスト(曲目表)の編集及び操作並びに動画を表示するためのグラフィカルユーザーインターフェイスとなる。本品は、MP 3及びその他の音声圧縮形式を読み取るためにプログラムされており、またアナログの音声信号又は音声も録音できる。</p> <p>通則1(第16部注3)及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	

国 際 分 類 例 規 新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>8 5 2 1 . 9 0 1. DVDプレイヤー</p> <p>本品は、MP3ファイルのデコーダーが組み込まれたDVDプレイヤーである(434×95×290mm)。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p align="center">(新 規)</p>	
<p>8 5 2 3 . 9 0 1. 半導体記憶カード</p> <p>本品は、半導体の不揮発性のデータ記憶装置(フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られている。)であり、192MBの記憶容量を有し、印刷回路基板に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ()集積回路形状の1個のフラッシュメモリー (FLASH E2 PROM) ()集積回路形状のマイクロコントローラー ()多数のコンデンサー及び抵抗器 ()接続ソケット <p>が取り付けられたものから成る。</p> <p>本品の寸法は、約85mm×54mm×4mmである。</p> <p>本品は、特定の機器(例えば、ナビゲーション、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療監視装置、録音装置、携帯電話及びデジタルカメラ)に一旦挿入されれば、データの本品への保存及び本品からの読み取りができる。専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータを転送することもできる。本品は、接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーの必要はない。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p align="center">(新 規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>8 5 2 3 . 9 0 2.半導体記憶カード</p> <p>本品は、半導体の不揮発性のデータ記憶装置（フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られている。）であり、192MBの記憶容量を有し、集積回路の形状をした1個のフラッシュメモリー（FLASH E2 PROM）、コントローラー及び受動素子（例えば、コンデンサー及び抵抗器）が銅製の配線と接続孔を通じて取り付けられた印刷回路基板（PCB）と接続ソケットから成る。本品の寸法は、約43mm×36mm×4mmである。種々の構成部品は、表面実装技術によって印刷回路基板の上に取り付けられた後、上部から底部まで連続的に蓋がされるか、または、プラスチック製のカードに接着される。印刷回路基板は、薄膜又は厚膜技術により製造されていない。</p> <p>本品は、特定の機器（例えば、ナビゲーション、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療監視装置、録音装置、携帯電話及びデジタルカメラ）に一旦挿入されれば、データの本品への保存及び本品からの読み取りができる。専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータを転送することもできる。本品は、接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーの必要はない。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	

国際分類例規新旧対照表

新	旧	備考
<p>8 5 2 3 . 9 0 3.半導体記憶カード</p> <p>本品は、半導体の不揮発性のデータ記憶装置（フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られる。）であり、64MBの記憶容量を有し、集積回路の形状をした2個のフラッシュメモリー（FLASH E2 PROM）が取り付けられ、平面状の電気接触子のはめ込まれた印刷回路基板（PCB）から成る。集積回路は、エポキシによって印刷回路基板に取付けられた後、プラスチック製の枠に接着剤によって取り付けられる。印刷回路基板は、薄膜又は厚膜技術により製造されていない。本品の寸法は、約43mm×37mm×2mmである。</p> <p>本品は、特定の機器（例えば、ナビゲーション、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療監視装置、録音装置、携帯電話及びデジタルカメラ）に一旦挿入されれば、データの本品への保存及び本品からの読み取りができる。専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータを転送することもできる。本品は、接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーの必要はない。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	
<p>8 5 2 7 . 1 3 1.携帯式MP3プレイヤー（ラジオチューナーが組み込まれたもの）</p> <p>本品は、フラッシュメモリーとマイクロプロセッサとを集積回路（チップ）の形状にしたもの、可聴周波増幅器を含む電子システム、液晶スクリーン、マイクロホン、ラジオチューナー及び操作ボタンが組み込まれたハウジングから成る携帯式のバッテリーにより作動する装置である。マイクロプロセッサは、MP3ファイル形式を使用するためにプログラムされている。本品は、ステレオ方式のヘッドホン又はイヤホンのためのコネクタ及びリモコンのためのコネクタを有し、また、MP3ファイル又は他のファイルをダウンロードするために自動データ処理機械に（パラレルポート又はUSBポートを使用して）接続することができる。記憶容量は、通常、32MBから64MBの範囲である。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>	